

2 学校統廃合の進め方について

7 学校選択制の導入後に段階的に統合することは考えているのか。

(回答)

学校選択制は、学校の先生や地域の方が頑張って特色ある魅力的な学校をつくって、この学校へ行きたい、行かせたいということを可能にする制度ですが、今の生野区の現状では、学校の特色ではなく規模や通学距離で選択が起きてしまうのではないかとということで、学校選択制の目的が達成できないと考えています。そのため、学校の配置を見直して将来どんな形になるかが決まってからでないと、学校選択制を導入すべきでないと考えており、学校統合の手段として学校選択制を導入することはありません。

東側エリアについては、小規模校が少なく学校配置の見直しの検討を行うのは平成 30 年度からの予定で、各学校が一定の規模を有しているため、制度目的を果たすことが可能と判断し、平成 27 年度から中学校で学校選択制を導入することとしました。今後、小学校・中学校とも競い合っ魅力ある学校づくりをすすめ、教育内容によって学校選択していただける形をめざしたいと考えています。

8 学校は何年くらいで統廃合されるのか。

(回答)

前期 4 年で西側エリア、後期 4 年で東側エリアを見直していく予定ですが、あくまで最短の場合のモデルスケジュールです。

統廃合を決定しても移行のためにはソフト、ハード両面で新しい環境整備のために十分な準備の時間が必要になってくるので、目安としてお考えいただきたいと思います。

9 統廃合にあたっては、子どもたちの負担が少なくなるように配慮して取組を進めてほしい。

(回答)

それぞれ伝統のある学校なので、修学旅行や運動会の時期等、文化が違いますし、統合後の学校に新しい文化が根付くまでに、相当程度の期間を要するという事も理解しています。

そのため、保護者をはじめ地域住民のみなさんの御意見も踏まえながら統廃合の具体案はなるべく早く提示させていただき、その上で子どもや地域が新しい環境に円滑に移行していただけるよう統合の準備のために時間を十分に確保したいと考えています。

10 特別区が設置された場合等は、今の計画がなくなって一から考え直すことになるのか。

(回答)

現在、各行政区でそれぞれ同じように学校配置の見直しを検討していますが、将来的に大阪市がどのような形の自治体になったとしても、その自治体で特段の合意がされない限りは、現在行政区単位で取り組んでいる施策は尊重されるものと考えています。

11 最終的な意思決定はどこでされるのか。

(回答)

学校適正配置は、区長が教育委員会事務局をはじめ関係部局と連携し、保護者や地域住民の意見

学校配置の見直しについてのよくあるご質問等

を踏まえ、区長が一定の案を取りまとめます。その後、教育委員会の議決を経て市会で学校設置条例の改正が議決されることにより市としての意思決定がなされます。